

第 4 編 災害復旧・復興対策編

第4編 災害復旧・復興対策編

大規模な地震、大雨や台風などによる災害発生後における、市民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について基本的な計画を定める。

なお、以下、実施担当部局に示す（ ）内の名称は、河内長野市災害対策本部が組織された場合の名称である。

第4編 災害復旧・復興対策編	
第1章 被災者の生活再建支援	
第1節	住宅を確保する…………… 4-1
第2節	被災者の生活を確保する…………… 4-4
第3節	激甚災害の指定を受ける…………… 4-9
第2章 地域支援	
第1節	農産物災害応急対策を確立する…………… 4-10
第2節	中小企業の復興支援を行う…………… 4-11
第3節	農林業関係者の復興支援を行う…………… 4-12
第3章 復興	
第1節	復興の基本方針を作成する…………… 4-14

第1章 被災者の生活再建支援

第1節 住宅を確保する

実施担当部局

交通・住宅部

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することが出来なくなった者及びそのままでは当面日常生活を営むことが出来ない者に対する住宅の対策は、本計画の定めるところによる。

[体系]

第1節 住宅を確保する
1. 住宅対策を実施する
2. 公共住宅への一時入居を実施する
3. 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を行う
4. 住宅の確保・支援を行う

1. 住宅対策を実施する

【交通・住宅部】

(1) 住宅対策の種類と順序

① 災害後直ちに着手する必要があるもの

- ア 避難所の設置による被災者の応急救容
(第3編・災害応急対策編第8章第2節「1. 避難所を開設する」)
- イ 空き家のあっせん
- ウ 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
- エ 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去
- オ 建設基準法による被災市街地の建築制限又は禁止区域の指定
- カ 住宅復旧資材の値上がり防止及び資材の手当、あっせん

② ①の対策に引き続き、できるだけ早く検討、実施すべきもの

- ア 独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅の復興及びマイホーム新築資金貸付(特別貸付)
- イ 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- ウ 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- エ り災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
- オ 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- カ 民間住宅の復興に対する支援

2. 公共住宅への一時入居を実施する

【交通・住宅部】

(1) 対象

応急仮設住宅の建設の進捗状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府営住宅、府内各市町営住宅・住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。

(2) 募集

ア 市営住宅は都市づくり部（交通・住宅部）が、募集を行う。その他の住宅も都市づくり部（交通・住宅部）が要請を行う。

イ 都市づくり部（交通・住宅部）は、市民への情報提供や相談に対応する。

3. 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を行う

【交通・住宅部】

(1) 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理は、府が、自らの責任で行うのが原則であるが、市長に委任された場合は、次の要領で行う。

(2) 対象者

① 応急仮設住宅の供与

住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自己の資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること

② 入居者の選定方法

入居者の選定に当たっては、民生委員等の協力を得て、被災者の資力その他条件を充分調査するとともに、府の委任を受けて市長が実施する。選考にあたっては高齢者、障がい者を優先する。

③ 応急仮設住宅の設置戸数・規模・費用の限度・期間等については、災害救助法の定めるところによる。

(3) 応急仮設住宅の設置

① 建設予定地の選択方法・基準

建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）の建設用地は、安全、保健衛生上適当な場所として、予定地の中から災害状況を勘案して適切な場所を選定する。

② 建設資機材及び業者の確保

建設型仮設住宅の建設に当たっては、建設業者等に協力を要請する。

また、資機材、材木等の調達については、建設用資機材取扱業者及び住宅用木材調達取扱業者等に協力を要請する。

なお、市だけでは、対応できない場合は、他の市町村や府に応援を要請する。

③ 建設資材の調達

都市づくり部（交通・住宅部）は請負業者の手持資材が不足するとき、又は調達困難な場合は府に対し調達あっせんを依頼する。

④ 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の

発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。

⑤ 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の管理は、府と協力して行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を基本とし、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

⑥ その他

- ア 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- イ 入居者に応急仮設住宅を供給する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- ウ 高齢者、障がい者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

(4) 住宅の応急修理等

① 対象者

災害により一部損壊（準半壊）以上の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない者又は大規模半壊の住宅被害を受けた者を対象とする。

ただし、応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者であり、かつ、応急仮設住宅を利用しない者に限る。

② 修理の方法

ア 修理の範囲は、屋根、壁、床等、日常生活に必要欠くことのできない部分であり、より緊急を要する箇所について実施する。

イ 修理は、災害発生の日から1か月以内に完了しなければならない。

ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を利用しない場合に対象となる。

③ 費用の限度額

住宅の応急修理の費用の限度額は、災害救助法が定めるところにより、以下のとおりである。

損害	費用の限度額	備考
大規模半壊、半壊	595,000円	
準半壊	300,000円	準半壊とは、一部損壊（損害割合20%未満）であって、損害割合が10%以上のもの

4. 住宅の確保・支援を行う

【交通・住宅部】

府及び市は、関係機関と連携し、災害ですまいを失った世帯の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

(1) 相談窓口の設置

住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- ア 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談、情報
- イ 住宅修繕などに関する相談、情報
- ウ 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談、情報
- エ 被災住宅に関する借地借家法等の相談、情報

(2) 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を推進する。

(3) 公営住宅の供給促進

民間、住宅供給公社、都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給を図る。

① 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空家活用

既存の空家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災市民の住宅として活用できるように配慮する。

② 災害公営住宅の建設

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を建設する。

③ 特定優良賃貸住宅のあっせん

自力での住宅確保が困難な被災者に対して優良賃貸住宅のあっせんを行う。

④ 宅建協会との協定

大規模な災害が発生した際、住宅の情報提供や媒介等に関して協力を得る。

(4) 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

府は、住宅金融支援機構の融資制度等を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災市民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

(5) 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(6) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地、借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

*資料13-2 応急仮設住宅建設候補地

第2節 被災者の生活を確保する

実施担当部局

全部局

市は、被災者が被った被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん等を行う。

[体系]

第2節 被災者の生活を確保する
1. 災害弔慰金等を支給する
2. 罹災証明書を交付する
3. 被災者生活再建支援金を支給する
4. 災害援護資金・生活資金等を貸付する
5. 租税等の減免及び徴収猶予等の措置を行う
6. 医療費の負担等を行う
7. 雇用機会を確保する

1. 災害弔慰金等を支給する

【生活部、総務部本部班】

(1) 災害弔慰金及び災害傷害見舞金

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

① 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

- ア 市域において5世帯以上の住家が滅失した災害
- イ 府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 府内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

② 次の場合、支給を制限する。

- ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合
- イ 別に給付金が支給される場合

③ 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしている者に限る)にのいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

④ 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

2. 罹災証明書を交付する

【総務部・生活部】

(1) 罹災証明書の交付

市は、市域に掛かる災害が発生した場合において、当該災害の被災者からの申請に応じて、遅滞なく、住家の被害その他市が定める種類の被害の状況を調査し、被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。なお、平成29年の熊本地震や、平成30年の大阪北部地震等の災害において、罹災証明書の交付が遅れた結果、被災者の生活再建が遅れた事例があったことを踏まえ、すみやかに交付できる体制の構築に努める。

住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施す

るものとする。

(2) 罹災証明書交付の実施体制の確保

① 市の実施体制及び関係機関との連携

令和元年台風第15号を契機として、住家の損害判定に「準半壊」が追加され、住家の被害認定調査件数の増加が見込まれることを踏まえて、市は、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、税務課などの家屋調査の知識を有する職員を多く配置するとともに、(1)による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

② 被害調査における写真等の活用

住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

③ 被災者台帳の活用

個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3. 被災者生活再建支援金を支給する

【生活部、総務部、交通・住宅部】

(1) 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

① 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

② 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次の通りである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア又はイの市町村を含む都道府県内の市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

③ 支給対象世帯

- ア 自然災害により、住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

④ 支給金額

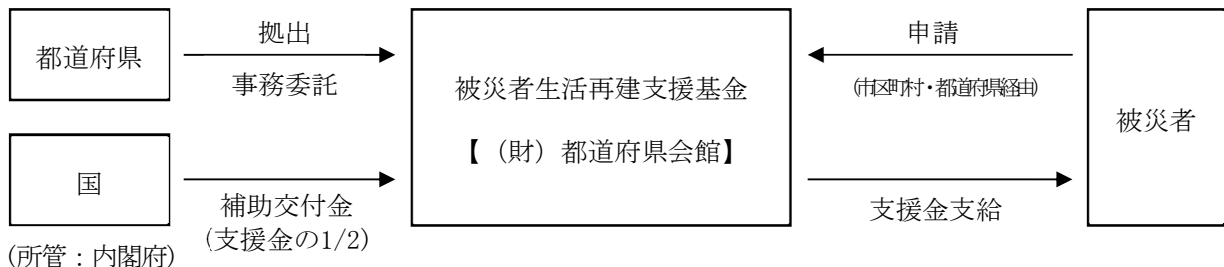
支給額は、以下の基礎支援金と加算支援金の合計金額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

	損害割合	基礎支援金	加算支援金		
			建設・購入	補修	賃貸
全壊	50%以上	100万円	200万円	100万円	50万円
大規模半壊	40～50%未満	50万円	200万円	100万円	50万円
半壊	30～40%未満	なし	100万円	50万円	25万円
	20～30%未満	なし	なし	なし	なし

⑤ 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図の通り。



4. 災害援護資金・生活資金等を貸付する

【生活部】

市及び河内長野市社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

(1) 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

河内長野市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低

所得者に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

5. 租税等の減免及び徴収猶予等の措置を行う

【生活部、総務部】

(1) 市税の徴収猶予及び減免措置

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は河内長野市市税条例により市税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。具体的な措置の実施は、税務課が担当する。

① 納期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入できないと認められるときは、市税の納期限を延長する。

② 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

③ 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

④ 減免等

被災した納税義務者等に対し必要と認められる場合は、固定資産税等の減免及び納付（納入）義務の免除を行う。

(2) 国税及び府税の減免措置

国及び府は、被災者の納付（納入）すべき国税及び府税について、法令及び府条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期間の延長、徴収の猶予、滞納処分の執行の停止並びに減免の措置等を災害の状況によって実施する。

6. 医療費の負担等を行う

【生活部】

市は、必要に応じ、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度における医療負担及び保険料の減免等を図る。

7. 雇用機会を確保する

【生活部】

府は、関係機関と協力して、次の事項をもって、被災事業者の雇用の確保、災害により離職した者に対する適職への就職あっせんに努める。

- (1) 公共職業安定所によるあっせん
- (2) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置
- (3) 従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止

* 条例3 河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

第3節 激甚災害の指定を受ける

実施担当部局	全部局
--------	-----

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成して府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は次の通りである。

[体系]

第3節 激甚災害の指定を受ける
1. 激甚災害指定による財政援助を受ける
2. <u>特定大規模災害時に支援を要請する</u>

1. 激甚災害指定による財政援助を受ける

【全部局】

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の財政援助
- (4) その他の財政援助及び助成

2. 特定大規模災害時に支援を要請する

【全部局】

府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市町村又は市町村長から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市町村又は市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市町村に対する支援を行う。

第2章 地域支援

第1節 農産物災害応急対策を確立する

実施担当部局

食糧日用品部

災害時において農林業用施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図る。

[体系]

第1節 農産物災害応急対策を確立する

1. 農業用施設応急対策を実施する
2. 農作物応急対策を実施する
3. 林産物応急対策を実施する
4. 畜産等応急対策を実施する

1. 農業用施設応急対策を実施する

【食糧日用品部】

- (1) 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- (2) 被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上に立って応急対策を実施する。

2. 農作物応急対策を実施する

【食糧日用品部】

- (1) 災害対策技術の指導
地割れなどにより農地、農業用施設及び農作物に被害が生じた時は、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導や被害を最小限に食い止めるための技術指導等を、大阪府南河内農と緑の総合事務所の指導のもとに農業団体等と協力して実施する。
- (2) 水稻種子の確保、あっせん
必要に応じ、水稻種子のあっせんを府を通じて大阪府種子協会に依頼し、確保を図る。
- (3) 病虫害の防除
農作物の各種病虫害の防除については、大阪府病虫害防除所及びその他関係機関と協力して実施する。

3. 林産物応急対策を実施する

【食糧日用品部】

(1) 技術指導等

- ア 大阪府森林組合の協力を得て、倒木に対する措置等の技術指導を行う。
- イ 被災造林地において、幼齢林の倒木起こし作業等の補助事業の実施により早期復旧を図る。
- ウ 浸冠水した苗畑において、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等に努める。

(2) 病虫害の防除

枯損木、倒木、折損木等を速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

4. 畜産等応急対策を実施する

【食糧日用品部】

- (1) 伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。
- (2) 一般の疾病の発生については、市の獣医師と協力し治療にあたる。
- (3) 伝染病発生畜舎等の消毒については、府の指示によって実施する。なお、一般疾病薬品等については、府にあっせんを要請する。
- (4) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。

第2節 中小企業の復興支援を行う

実施担当部局

食糧日用品部

災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられるが、市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

[体系]

第2節 中小企業の復興支援を行う
1. 資金需要の把握・調査等を行う
2. 資金の融資措置を行う
3. 中小企業者に対する金融制度を周知する

1. 資金需要の把握・調査等を行う

【食糧日用品部】

府が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。また、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

2. 資金の融資措置を行う

【食糧日用品部】

府及び金融機関が行う災害復興資金融資制度などに協力し、被災した中小企業の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定に努める。

(1) 政府系金融機関の融資

① 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

② 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被害中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

(2) 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧又は経営安定のための資金を貸し付ける。

3. 中小企業者に対する金融制度を周知する

【食糧日用品部】

市は、商工会やその他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付、並びに大阪府災害復旧資金緊急融資及び経営安定資金貸付、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

第3節 農林業関係者の復興支援を行う

実施担当部局

食糧日用品部

災害により被害を受けた農林業者又は組合等に対し復旧を促進し、農林業の生産力の回復と経営の安定化を図るため、府は政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう対処するが、市は、これらの融資制度についてPRするとともに、農業協同組合等の協力を得て、被災した農林業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。

[体系]

第3節 農林業関係者の復興支援を行う
1. 資金需要の把握・調査を行う
2. 資金の融資措置を行う
3. 融資制度を周知する

1. 資金需要の把握・調査を行う

【食糧日用品部】

府が行う農林関係者等に対する被害状況の調査、及び資金需要の把握について協力する。支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を設ける。

2. 資金の融資措置を行う

【食糧日用品部】

市は、農業協同組合等の協力を得て、被災した農林業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

(1) 天災融資資金（天災融資法）

ア 融資機関は、農林関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

イ 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

(2) 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

(3) 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

3. 融資制度を周知する

【食糧日用品部】

市は、農林業関係団体を通じて、国・府が行う災害により被害を受けた農林業者又は組合等に対する融資制度について周知する。

第3章 復興

第1節 復興の基本方針を作成する

実施担当部局

全部局

災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざすものとする。

[体系]

第1節 復興の基本方針を作成する

1. 基本方針を決定する
2. 原状に復旧する
3. 被害を調査する
4. 復興計画を作成する
5. 公共施設等を復旧する

1. 基本方針を決定する

【全部局】

市及び府は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより、地域の振興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災者の生活再建と被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災市民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧を行うべきか将来の災害の予防も含めた中期的課題の解決を図る計画的復興の検討を行い、災害復興方針を策定する。

また府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

2. 原状に復旧する

【全部局】

原状復旧を基本とする場合は、将来の災害を防止できるように可能な限り改良復旧を行う。

3. 被害を調査する

【全部局】

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、速やかに府に報告する。

4. 復興計画を作成する

【全部局】

復興計画は、被災者の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後の市の復興については、生活、事業活動の活性化、公共施設の復興、市民に対する地域魅力の再興、災害に強いまちづくりをめざし、市民と行政が協同して復興に立ち上がる計画である。

(1) 復興基本方針

① 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

② 計画策定の趣旨

市総合計画や防災に関する基本方針等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

ア 地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、都市構造や産業基盤などの改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。復興計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害防止の配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

イ 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国との連携などの体制整備を行う。

ウ 市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざすよう努める。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を基本とし、併せて、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者の参画を促進するものとする。

(2) 災害復興本部

災害復興計画の策定にあたっては、市長を本部長として災害復興本部を設置し、将来目標に向かっての復興計画を策定する事務局は、危機管理課と総合財政部を主体とする。

(3) 復興計画策定委員会

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりをめざし、基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画策定委員会を市民及び関係機関の代表者により設置する。

5. 公共施設等を復旧する

【全部局】

(1) 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(2) 復旧完了予定時期の明示

市は、復旧完了予定時期の明示に努める。

付編 1 南海トラフ沿いで異常な現象が
観測された場合の対応計画

付編 1 南海トラフ沿いで異常な現象が 観測された場合の対応計画

今世紀前半にも発生が懸念されている南海トラフ地震について、異常な現象が観測された場合の対応方針や応急対策活動について定める。

付編 1 南海トラフ沿いで異常な現象が 観測された場合の対応計画	
第 1 章 総 則	
第 1 節	計画の目的…………… 付 1-1
第 2 節	市域での予想震度…………… 付 1-1
第 3 節	対応方針…………… 付 1-1
第 2 章 応急対策活動	
第 1 節	南海トラフ地震に関連する情報発表時の措置…………… 付 1-2
第 2 節	警戒宣言が発せられた時の対応措置…………… 付 1-4

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、国が南海トラフ大規模地震の発生可能性が高まったと評価し、気象庁から南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合に、市が対応する事項等を定めるとともに、その情報を活用して被害軽減を図ることを目的とする。

第 2 節 市域での予想震度

気象庁から南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合に、防災対応を検討する対象地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域が基本とされる。

なお、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、震源が陸側ケースとなる南海トラフ地震が発生した場合、市域では震度 6 弱程度の揺れが予想されている。

第 3 節 対応方針

南海トラフ地震が発生し、本市に震度 4 以上の地震が観測されたときは、「第 3 編 災害応急対策」に基づいて行動する。

一方、南海トラフの東側で地震が発生して、後発地震に対して備える必要がある場合や南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震（マグニチュード 7 クラス）が発生した場合等、南海トラフ地震に関連する情報が発表されたこと、または、警戒宣言が発せられたことを受けての対策は、警戒態勢を整備すること及び市民に社会的混乱を来さないことに重点を置く。

第 2 章 応急対策活動

第 1 節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の措置

実施担当部局	危機管理 <u>担当部局</u> (総務部本部班)、 <u>広報広聴担当部局</u> (広報部)、消防本部
--------	---

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、住民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底する。

1. 南海トラフ地震に関連する情報の伝達

【危機管理担当部局(総務部本部班)、広報広聴担当部局(広報部)、消防本部】

(1) 南海トラフ地震に関連する情報について

南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について、気象庁が以下の情報を発表したとき、市は、情報収集・連絡体制の整備や住民への広報、防災上重要な施設等の点検、地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底する。

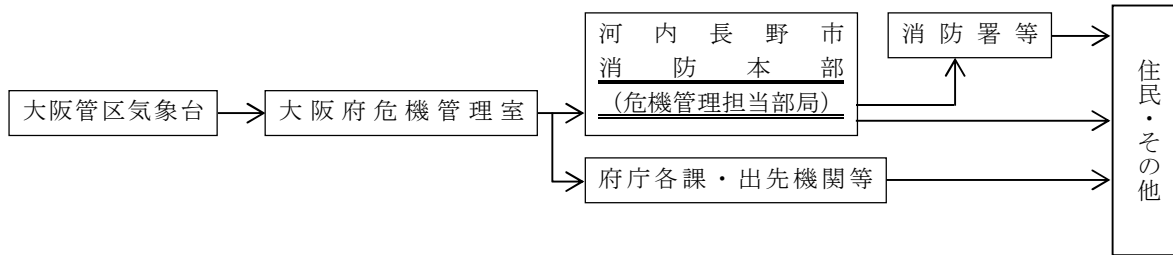
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)

※南海トラフ地震臨時情報に付記される情報

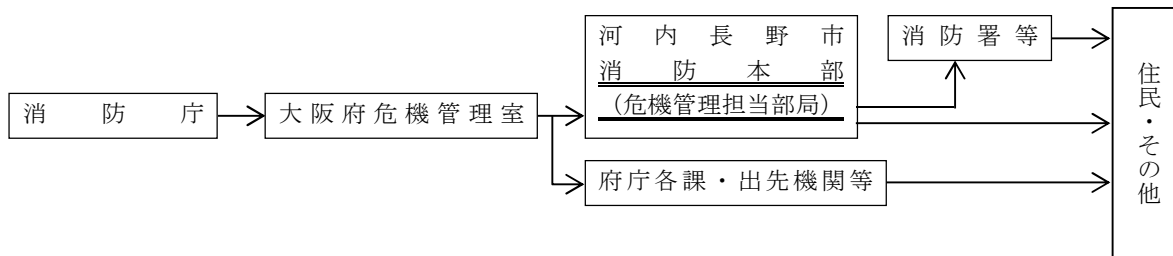
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において示された「半割れケース」に相当する現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において示された「一部割れケース」/「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(2) 伝達系統

ア 南海トラフ地震に関連する情報

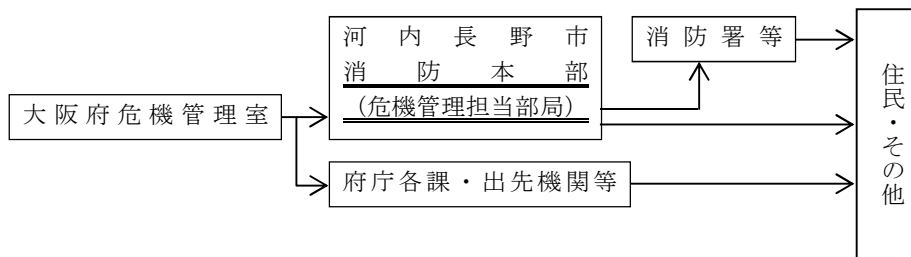


イ 関係省庁災害警戒会議の情報



※関係省庁災害警戒会議：関係省庁の職員が参集し、関係省庁による今後の取組確認及び内閣府による国民への呼びかけを実施

ウ 大阪府防災・危機管理司令部会議の情報



(3) 伝達事項

ア 南海トラフ地震に関連する情報

第 1 章第 1 節による気象庁が発表する情報

イ 関係省庁災害警戒会議の情報

関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報

ウ 大阪府防災・危機管理司令部会議の情報

府が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報

2. 警戒態勢の確立

【危機管理担当部局、全部局】

市は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合、国・府からの情報収集、防災関係機関等への情報伝達、留意事項の周知を行うと

ともに、必要な体制等の準備を行う。

(1) 設置基準及び廃止基準

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合（ただし、南海トラフ地震が発生し、市域が震度 4 以上のときは除く）、その他危機管理監が必要と認めた場合は、河内長野市防災対策会議を設置する。

危機管理監が市域において災害警戒体制が概ね不要と認めた場合、その他危機管理監が必要ないと認めた場合は、河内長野市防災対策会議を廃止する。

(2) 組織及び運営

河内長野市防災対策会議は、次に定める構成とし、防災対策会議で協議・決定された活動体制をとる。

災害警戒本部又は災害対策本部を設置する場合は、危機管理監の進言を受けて市長が決定する。

【組織】

職 名	構 成 員
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	危機管理監、総務部長、総合政策部長、福祉部長、市民保健部長、都市づくり部長、環境経済部長、消防長・消防団長、教育推進部長、生涯学習部長、上下水道部長、議会事務局長、行政委員会総合事務局長、会計管理者

3. 警戒活動

【危機管理担当部局、広報広聴担当部局（広報部）】

市は、府が設置する「大阪府防災・危機管理指令部」と連絡体制を確保し、国や府の情報を受けて、今後の対応を検討するとともに、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、防災上重要な施設及び必要な資器材等の準備、点検を行い、地震への備えを徹底する。

また、地震への備えについて、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。

第 2 節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

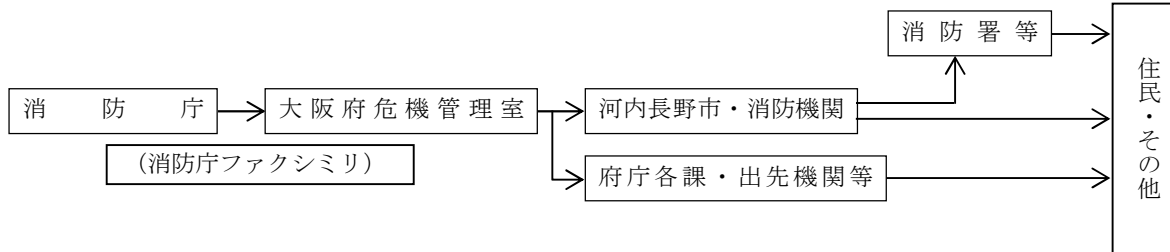
実施担当部局	危機管理担当部局(総務部本部班)、 <u>広報広聴担当部局</u> (広報部)、全部局、消防本部
--------	--

警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱の防止対策及び南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、講じるべき事前の対策を推進する。

1. 警戒宣言の伝達

【危機管理担当部局（総務部本部班）、消防本部】

（1）伝達系統



（2）伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒宣言解除
- ウ その他必要と認める事項

2. 警戒態勢の確立

【危機管理担当部局、全部局】

警戒宣言が発せられた場合、災害警戒本部を設置し、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、警戒解除宣言が発せられた後も、南海トラフに関連する情報等を踏まえ、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

（1）動員配備体制

警戒宣言が発せられた場合、非常配備体制をとり、該当職員を招集する。また、勤務時間外に、警戒宣言が発せられたことを確認した主査級以上の職員は、招集連絡の有無に関わらず参集する。

（2）活動内容

① 配備の確認

- ア 活動体区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡調整を徹底する。
- イ 関係機関等との情報連絡を緊密する。

② 出動の準備

- ア 職員は、地震発生時に備えて迅速に出動できる準備を整える。
- イ 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量及び保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。

③ 勤務時間外における留意事項

勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。

④ 各部の措置

各部署は、地震発生時に備えて次の措置を講じる。

- ア 出張事務等をできる限り抑制する。
- イ 各所管施設の火気使用を制限及び危険物品等の整理を行うとともに、市の所有する車両の使用を抑制する。
- ウ 備蓄食料・医薬品、資機材の確保点検を行う。
- エ 災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検を行う。
- オ 地震発生時に備え、職員の参集体制及び応急対策実施に対する体制を整備する。
- カ 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育施設の対応等）を行う。
- キ 要配慮者等の状況を把握する。

（3）消防・水防

市、消防機関、水防管理団体等は迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- ① 南海トラフ地震に関連する情報等の収集と伝達
- ② 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- ③ 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- ④ 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

（4）交通の確保・混乱防止

警察署及び道路管理者は、関係機関との密接な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- ① 交通規制、交通整理
- ② 交通規制等への協力と安全走行についての広報

（5）公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、関係機関との密接な連携のもと運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

（6）ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

（7）危険箇所対策

- ① 市及び府は、地震時において災害発生が予想される危険箇所に対して、巡視点検の実施
- ② 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想されるがけ崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、警察署等の関係機関と連携し、避難所に事前避難させる。

（8）社会秩序の維持

① 警備活動

警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

② 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

（9）多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、旅館・ホテル、高層ビル、地下街（地階）等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

3. 市民・事業所等に対する広報

【危機管理担当部局、広報広聴担当部局（広報部）】

警戒宣言が発せられた場合、市民、事業所、旅行者等に対して、混乱することなく必要な防災措置を講じるよう周知するとともに、市が行う措置に協力するよう要請する。

また、特に外国人を含む観光客・旅行者等に対しては、事態の重要性を周知徹底させ、府や市の指示に従うよう協力を要請する。

（1）広報の内容

南海トラフ地震が発生しても、冷静に行動することを徹底するため、次の事項を繰り返して広報する。

- ① 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- ② 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動を含む身の安全確保の方法
- ③ 出火防止措置
- ④ 初期消火措置
- ⑤ 避難時の注意
- ⑥ 家庭や事業所における危険の防止
 - ア 家具や事務用品等の転落防止対策
 - イ ブロック塀や屋根瓦等の補強
- ⑦ 社会的混乱防止の注意
 - ア 自動車使用の自粛
 - イ 市や消防署等への問い合わせや照会電話の自粛
 - ウ 不要な買いだめの自粛
 - エ デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手
- ⑧ 近隣居住者との災害発生時における対応の申し合わせの推進
 - ア 地域ぐるみの応急救護体制づくり（自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ）
 - イ 地域内での要配慮者に対する対処（要配慮者への支援の呼びかけ）
- ⑨ 非常用持出し品の用意
- ⑩ 防災関係機関が行う防災活動への協力

（2）広報の方法

車両による巡回広報のほか、複数の手段によって実施する。

- ア 市の所有する車両、消防自動車等による巡回広報
- イ 放送事業者での広報
- ウ 自治会への情報伝達の協力要請
- エ 広報の際、要配慮者への配慮

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画編

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画編

今世紀前半にも発生が懸念されている南海トラフ地震について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災対策について定める。

付編 2 <u>南海トラフ地震防災対策推進計画編</u>		
第 1 章 総 則		
第 1 節	推進計画の目的	付 2-1
第 2 節	推進計画の性格と役割	付 2-1
第 3 節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	付 2-1
第 2 章 災害対策本部の設置等		
第 1 節	災害対策本部の設置等	付 2-2
第 2 節	本部等の組織及び運営	付 2-2
第 3 節	災害応急対策要員の参集	付 2-2
第 3 章 地震発生時の応急対策等		
第 1 節	地震発生時の応急対策	付 2-3
第 2 節	資機材、人員等の配備手配	付 2-5
第 3 節	他機関に対する応援要請等	付 2-6
第 4 章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項		
第 5 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画		
第 1 節	施設等の整備方針	付 2-10
第 2 節	建築物、構造物等の耐震化	付 2-10
第 3 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	付 2-11
第 6 章 防災訓練計画		
第 1 節	<u>南海トラフ地震</u> を想定した防災訓練の実施	付 2-13
第 2 節	学校における防災訓練の実施	付 2-13
第 7 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画		

第 1 節	地域防災力の向上……………	付 2-14
第 2 節	地域防災上必要な教育及び広報に関する計画……………	付 2-15
第 8 章 <u>南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止</u>		
第 1 節	<u>南海トラフ地震</u> が時間差発生した場合への対応……………	付 2-18
第 2 節	<u>南海トラフ地震に関連する情報</u> が発表された場合への対応……………	付 2-18

第 1 章 総 則

第 1 節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本市は、法第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年内閣府告示第 21 号において、南海トラフ地震が発生した場合、市域に震度 6 弱以上の地域が生じるとの指定要件で、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

第 2 節 推進計画の性格と役割

- (1) この計画は、南海トラフ地震災害に関して、府、市その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、河内長野市地域防災計画の付編 2 として作成する。
- (3) この計画は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）、大阪府の南海トラフ地震防災対策推進計画を踏まえて作成する。
- (4) この計画は、次のような役割を果たすことを期待する。
 - ア 市、その他防災関係機関において、この計画の推進のための細目の作成にあたっての指針となること。
 - イ 一定の事業者において、南海トラフ地震を想定した防災計画等の作成にあたっての参考となること。

第 3 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

「防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱」は、本計画第 1 編 総則 第 3 章 第 1 節「防災関係機関の業務大綱」に準ずる。

第2章 災害対策本部の設置等

【総務部本部班、各部】

第1節 災害対策本部の設置等

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定され得る規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに河内長野市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2節 本部等の組織及び運営

本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、河内長野市災害対策本部条例及び本計画第3編 災害応急対策編 第1章 第1節「2. 災害対策本部を設置・運営する」に準ずる。

なお、本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は、次の通りとする。

順位	代理者
1	危機管理課担当副市長
2	その他の副市長
3	教育長

第3節 災害応急対策要員の参集

1 参集・配備計画

災害応急対策要員の参集・配備は、本計画第3編 応急対策編 第1章 第1節「3. 職員を動員配備する(地震)」に準ずる。

なお、勤務時間外に南海トラフ地震又は当該地震と判定され得る規模の地震が発生したと判断したときは、各部長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、職員の登庁状況に合わせ勤務時間外の過渡的措置として、順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

2 自主参集

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第 3 章 地震発生時の応急対策等

第 1 節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

【総務部本部班、各部】

市は、市内防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

その際、本部会議において、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害であると判断された場合は、至急その旨を府に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努める。

震災時における通信連絡その他必要な事項は、本計画第 3 編・応急対策編 第 3 章 第 1 節「地震に関する情報を収集・伝達する」に準ずる。

なお、地震や被災状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることも考慮し、一つの手段に支障がでても対応できるように支援体制をとるとともに、多ルート化を図っておく。

2 消火活動・救助救急活動・医療活動

【消防部、医療・福祉部】

消火活動・救助救急活動・医療活動は、本計画第 3 編 災害応急対策編 第 5 章 第 1 節「消防・救助活動を実施する」及び、第 2 節「医療救護を実施する」に準ずる。

3 輸送活動

【交通・住宅部】

本計画第 3 編 災害応急対策編第 6 章「第 1 節 緊急輸送計画」に準ずる。

4 物資調達

【食糧日用品部】

(1) 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食糧、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成する。

(2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておく。

- (3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等による調達量について、主な品目別に確認し、府に対して、その不足分の供給の要請を行う。

5 施設の緊急点検・巡視

【交通・住宅部、各施設所管部】

市は、必要に応じて、河川堤防、ポンプ場、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設や土砂災害危険箇所の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

6 二次災害防止等

【交通・住宅部、各施設所管部、消防部、関係機関】

市、関係事業者等は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、市は、府の助言を得て、倒壊物の飛散等による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずる。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮する。

7 保健衛生活動・防疫活動

【環境部】

本計画第 3 編 災害応急対策編第 15 章 2 節「防疫・し尿処理を行う」に準ずる。

8 帰宅困難者対策

【生活部】

大規模地震等により交通機能が停止した場合、市内の駅等において、帰宅困難者が多数滞留する可能性があるため、市は公共交通機関や事業者と連携して、帰宅困難者への情報提供や帰宅支援策等について、検討する。

第 2 節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

【総務部、各部】

(1) 災害応急対策に必要な次の物資、資機材の確保

市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

用途のめやす	品目のめやす
事務処理設備	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
情報収集・連絡手段	ラジオ、TV、携帯電話、拡声器、広報車
移動・移送手段	トラック、車両、オートバイ、自転車
照明、電源	ライト、ランプ、発電機、電池、燃料
施設等における障害物の除去手段	重機類

(2) 府に対する物資等の供給要請

市は、府に対し、物資等の確保状況を速やかに報告する。また、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び旅客、ドライバー等（以下「旅客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等が不足する場合は、府が保有する物資等の払出し等の措置及び市町村間のあっせん等を要請する。

2 人員の配備

【総務部本部班】

市は、府に対し、人員の配備状況を速やかに報告する。また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

【関係機関】

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

(2) 具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3節 他機関に対する応援要請等

1 応援協定の運用

【総務部本部班、消防部】

市は、必要があるときは、他の市町村と締結している次の応援協定に従い応援を要請する。

()：協定締結部署

協定名称	締結先市町村等名
大阪府中ブロック 消防相互応援協定 (消防本部)	富田林市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、 河内長野市
富田林市・河内長野市 消防相互応援協定 (消防本部)	富田林市、 河内長野市
大阪市・河内長野市 航空消防応援協定 (消防本部)	大阪市、 河内長野市
河内長野市・和泉市 消防相互応援協定 (消防本部)	和泉市、 河内長野市
河内長野市・堺市 消防相互応援協定 (消防本部)	堺市、 河内長野市
阪奈（金剛・葛城・生駒山系） 林野火災消防相互応援協定 (消防本部)	<大阪府側>八尾市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、 河内長野市 <奈良県側> <u>奈良県広域消防組合</u>
阪和林野火災消防相互応援協定 (消防本部)	<大阪府側>岸和田市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、岬町、 <u>泉州南消防組合</u> 、 河内長野市 <和歌山県側>和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、那賀消防組合、伊都消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定 (消防本部)	大阪府下各市町（消防の一部事務組合にあつては、当該組合を含む。）
災害時相互応援協定 (危機管理課)	<中河内及び南河内9市2町1村> 八尾市、東大阪市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、 河内長野市 、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
災害時相互応援協定 (危機管理課)	<堺市及び南河内地域6市2町1村> 堺市、富田林市、 河内長野市 、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

災害時における相互応援協定 (危機管理課)	橋本市、五條市、河内長野市
災害時における 河内長野市と多治見市との 相互応援に関する協定書 (危機管理課)	河内長野市、多治見市
米子市及び河内長野市の 災害時相互応援協定 (危機管理課)	河内長野市、米子市
広域的相互応援協定 (危機管理課)	八尾市、東大阪市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、 河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
大阪広域水道震災対策 相互応援協定 (水道事業部)	大阪府、大阪府広域水道企業団、大阪府内 42 市町村（大 阪市除く）、泉北水道企業団
河内長野市水道事業・ 富田林市水道事業災害 相互応援に関する協定書 (水道事業部)	河内長野市、富田林市
河内長野市・大阪市 水道事業にかかる災害時相互 応援に関する実施協定書 (水道事業部)	河内長野市、大阪市
河内長野市・大阪市 水道事業にかかる技術協力に 関する連携協定書 (水道事業部)	河内長野市、大阪市
大阪狭山市、河内長野市 水道事業の災害相互応援に 関する協定書 (水道事業部)	大阪狭山市、河内長野市

2 自衛隊の災害派遣要請の要求等

【総務部本部班】

市は、必要があるときは、府に対し、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第 37 普通科連隊長又は第 3 師団長等に対する自衛隊災害派遣要請を要求する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、本計画第 3 編 災害応急対策編第 2 章 第 2 節「自衛隊に災害派遣を要請する」に準ずる。

3 消防、警察の広域応援の受入れ

【総務部本部班、消防部】

市は、消防、警察の広域応援の受入れについて、府から指示があったときは、連絡担当要員の派遣、集結拠点の確保等受入れ体制の確保に努める。

第 4 章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

【総務部本部班】

本市は海岸を有しないため、法第 10 条の規定に基づく、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるために津波避難対策を特別に強化すべき地域（南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域）は存在しない。

ただし、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に基づき、府内には、大阪市（北区、旭区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、淀川区、城東区、鶴見区、住之江区、住吉区、西成区）、堺市（堺区、西区）、岸和田市、豊中市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、田尻町、岬町の 11 市 3 町に津波浸水想定区域が設定されており、通勤・通学、訪問等により、市民が被災する可能性が考えられる。

そのため、市は、職員・市民に対して、以下の通り必要な防災教育を行い、津波からの円滑な避難の確保に資するよう努める。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波の状況
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 津波危険のある海岸部等において、地震発生に遭遇した場合に具体的に取るべき行動

第 5 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【交通・住宅部、避難・福祉部、各施設所管部】

第 1 節 施設等の整備方針

- (1) 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。
- (2) 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。
- (4) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第 2 節 建築物、構造物等の耐震化

1 市施設の耐震化

市は、庁舎、消防本部等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行う。

2 一般建築物耐震化の促進

府、市は、昭和 56 年建築基準法施行令改正前の既存建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。

その他一般建築物の耐震性強化に関する事項は、本計画第 2 編災害予防対策編 第 2 章 第 2 節「建築物の耐震対策を強化する」の定めるところによる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 避難地

一次避難地、広域避難地の整備は、本計画第2編災害予防対策編 第3章 第7節「避難収容体制を整備する」の定めるところにより行う。

2 避難路

避難路の整備は、本計画第2編災害予防対策編 第3章 第7節「避難収容体制を整備する」の定めるところにより行う。

3 消防用施設等の整備

消防用施設及び消防用資機材の整備は、本計画第2編災害予防対策編、第3章 第3節「消防・救急救助体制を確保する」の定めるところにより行う。

4 消防活動用道路の整備

消防活動用道路の整備は、本計画第2編災害予防対策編 第2章 第2節「建築物の耐震対策を強化する」の定めるところにより行う。

5 老朽住宅密集地の整備

老朽住宅密集地の整備は、大阪府第六次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画第2編災害予防対策編 第2章 第2節「建築物の耐震対策を強化する」の定めるところにより行う。

6 緊急交通路の整備

緊急交通路の整備は、本計画第2編災害予防対策編 第3章 第5節「緊急輸送体制を整備する」の定めるところにより行う。

7 社会福祉施設における整備

社会福祉施設における整備は、本計画第2編災害予防対策編 第3章 第6節「要配慮者、避難行動要支援者の支援体制を推進する」の定めるところにより行う。

8 公立小・中学校等における整備

公立小・中学校等における整備は、大阪府第六次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画第2編災害予防対策編第2章 第2節「建築物の耐震対策を強化する」の定めるところにより行う。

9 飲料水を確保する施設の整備

飲料水施設の整備は、大阪府第六次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画第2編 災害予防対策編 第3章 第10節「生活物資の備蓄体制を整備する」の定めるところにより行う。

10 その他

その他の地震防災上必要な施設等の整備については、本計画第2編 災害予防対策編の定めるところにより行う。

第 6 章 防災訓練計画

第 1 節 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

【全部局】

- (1) 市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- (2) (1)の防災訓練は、年 1 回以上実施する。
- (3) (1)の防災訓練は、南海トラフ地震発生に関する情報の収集・連絡その他の災害応急対策を中心とする。
- (4) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し必要に応じて助言と指導を求める。
- (5) 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような、より具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 南海トラフ地震に関連する情報等の情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
 - オ 緊急地震速報を見聞きした場合を想定した訓練

第 2 節 学校における防災訓練の実施

【教育委員会・危機管理課】

- (1) 地域、保護者と連携した防災訓練に配慮する。
- (2) 避難訓練を実施する際には、児童・生徒が支援する必要がある児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮する。
- (3) 自然学校、校外学習等で（市外の）海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 地域防災力の向上

【全部局】

1 家庭での防災対策の周知徹底

市は、市の有する様々な広報手段、知識普及機会を活用し、市民に対し、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう、以下について、その周知徹底に努める。

(1) 事前の備え

ア すまいの安全のチェック

- ・ 専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。
- ・ 家具の転倒防止対策等を実施する。

イ 家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害用伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

ウ 防災知識・技術の修得

消火・救急救助訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

エ 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食糧や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて最低7日分を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心構え

ア 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。

イ あわてて外に飛び出さない。

ウ 揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。

エ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。

オ ブロック塀には近づかない。

カ 靴を履いて外に出る。

キ 自動車では避難しない。

(3) 地域での防災活動への積極的参加

市民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。その具体的な内容については、本計画第2編・災害予防対策編第1章「第1節 自主防災体制を整備(支援する)」に準ずる。

2 企業の防災活動の促進

企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、二次災害の防止、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において事業継続計画（BCP）や災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。その具体的内容は、大阪府地域防災計画災害予防対策第 2 章第 2 節の第 3 「事業者による自主防災体制の整備」に準ずる。

3 市の措置

市は、府と連携し、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとる。その具体的な内容については、本計画第 2 編・災害予防対策編第 1 章「第 1 節 自主防災体制を整備(支援)する」に準ずる。

第 2 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【全部局】

1 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部課、各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）に関する知識
- (2) 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

2 住民等に対する教育及び広報

- (1) 市は、市民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- (2) 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。また、自主防災組織の活動を活発にするため、中核となる防災リーダーの育成を図る。
- (3) 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。
 - ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）に関する知識
 - イ 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識
 - ウ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、避難行動要支援者への配慮、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - エ 正確な情報入手の方法
 - オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - カ 各地区における災害危険箇所（土砂災害危険箇所、既往災害箇所、浸水想定区域、軟弱地盤等）に関する知識
 - キ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
 - ク 平素市民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - ケ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
 - コ 南海トラフ地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項
 - サ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。
- (5) 市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- (6) 市は、府及びその他関係機関と連携し、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布し、避難誘導看板を設置するなどして、要避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう留意する。

3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- (1) 過去の地震（及び必要に応じて津波災害）の実態
- (2) 地震（及び必要に応じて津波）が発生した場合の対処の仕方
- (3) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、府、市が実施する研修に参加するよう努める。府、市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第8章 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止

【総務部本部班、各部】

第1節 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

- (1) 市は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、市民意識の啓発に努める。
- (2) 市は、連続発生を考慮した地震災害対策本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等の対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成する。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊することなどにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定や危険区域調査を早急に実施するとともに、危険な建築物への立入禁止や警戒区域の設定等を行う。

第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合への対応

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震に関連する情報の発表

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

南海トラフ地震に関連する情報の種類及び発表条件

<u>情報名</u>	<u>情報発表条件</u>
<u>南海トラフ地震 臨時情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
<u>南海トラフ地震 関連解説情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

※南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

<u>キーワード</u>	<u>各キーワードを付記する条件</u>
<u>調査中</u>	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内でマグニチュード6.8以上^{*1}の地震^{*2}が発生 ・1カ所以上のひずみ計^{*3}での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
<u>巨大地震警戒</u>	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{*4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>
<u>巨大地震注意</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{*2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
<u>調査終了</u>	<p>（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用

※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 防災対応

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の社会的混乱の防止対策及び南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、講じるべき事前の対策を推進する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ）、以下の警戒措置等を行う。

ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

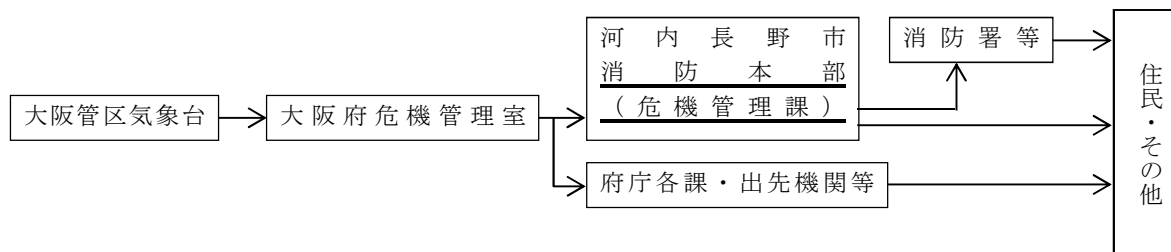
ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

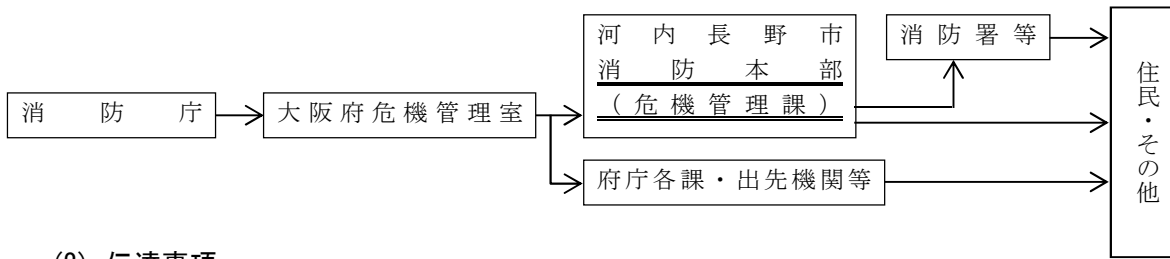
3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

(1) 伝達系統

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



(2) 伝達事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容

イ 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

